

電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和6年9月5日
電波利用環境委員会
CISPR F作業班

国際無線障害特別委員会（CISPR）の概要等

1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

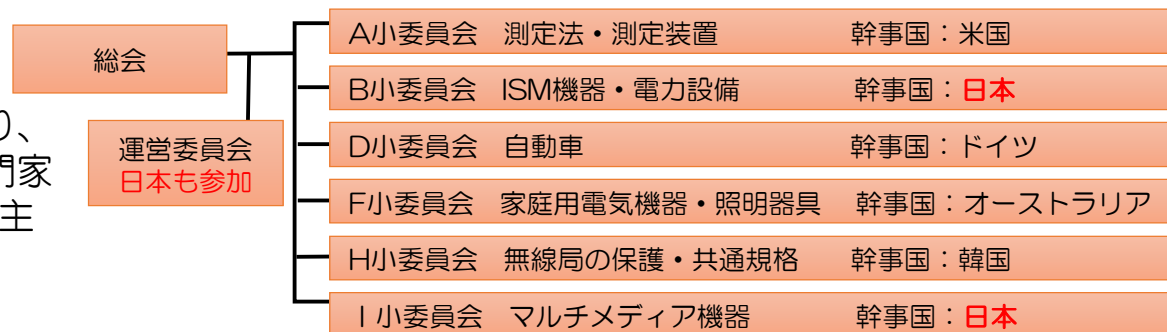
1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会
- 目的：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員：電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関（現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバー））
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI】

2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催。
- B・I小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている。



2 本年度の開催概要

- 令和5年11月6日から11月17日までの間、Web会議において開催予定（A小委員会は、令和5年9月25日から9月29日までロンドン（英国）において開催予定。D小委員会は今回は非開催）
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から39名が参加予定

3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

【主なトピック】 主な審議状況及び対応方針（F 小委員会）

F 小委員会：家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定

CISPR14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定

1) 背景と課題

電子レンジは食品等を加熱するために、強い電磁エネルギーを対象物に照射することから、ISM機器を適用範囲とするCISPR 11で許容値、測定方法、動作条件などが規定されている。

近年、製品が属する製品群により適用規格が判断される傾向が強くなりつつあり、電磁誘導加熱式（IH）調理器はCISPR 11からCISPR 14-1に既に移管されている。

IH調理器と同じく、住宅環境で使用される家庭用調理機器（一部業務用を含む）に属する電子レンジもCISPR 11からCISPR 14-1に移管することが検討されている。

2) 審議状況

CISPR 11を所掌するB小委員会において、電子レンジをCISPR 11からCISPR 14-1へ移管することに対して意見確認を行い、賛成多数で合意が得られている。

F小委員会WG1においてCISPR 14-1第7版修正1のメンテナンスが開始されており、電子レンジに対する要求事項をCISPR 11から変更なくCISPR 14-1に導入する検討が進められている。

3) 対応方針

移管が検討されている家庭用（一部業務用）電子レンジは家庭用調理機器に属するため、家電製品の規格検討体制が整っているCISPR 14-1への移管は意義のあるものと捉え、これを支持する方針で必要に応じて対応する。

CISPR 11

☆ 妨害波発生現象

高周波の強い電磁エネルギーを対象物に照射し加熱

☆ 要求事項

— 伝導妨害波

— 放射妨害波

・ 磁界強度 (150kHz～30MHz)

・ 電界強度 (30MHz～1000MHz)

・ 電界強度 (1GHz～18GHz) or APD (1GHz～18GHz)

電子レンジに固有の要求

移管



CISPR14-1

☆ 製品群

家電製品

☆ 要求事項

— 伝導妨害波

— 放射妨害波

・ 磁界強度 (150kHz～30MHz)

・ 電界強度 (30MHz～1000MHz)

・ 電界強度 (1GHz～18GHz) or APD (1GHz～18GHz)

変更なし